

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年9月6日掲載)

No.74	社会保障協定について述べよ。
解答	<p>【1】社会保障協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、企業はその活動拠点を海外に向けて積極的に展開しており、これに伴って海外生活者が年々増加している。国際的な人的交流が活発化する中で、社会保障の分野において日本と外国の政府間で調整すべき様々な課題解決のために諸外国との間で「社会保障協定」の締結が進められている。 ・2007年6月「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が制定されたことにより、従来協定を結ぶたびに個別に制定してきた協定を国内で実施するための法律の制定をする必要がなくなり、諸外国との間で協定締結に向けた交渉や協議を同時並行的に進められることとなった。 <p>【2】社会保障協定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障協定の内容は相手国により異なる。 ① 保険料の「二重払い」の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣期間が5年を超えない場合には、原則として派遣先国の年金など社会保障制度への加入義務を免除し、派遣元国の制度にのみ加入することになり、保険料の「二重払い」の問題が解消される。(5年を超える場合は、原則として派遣先国の制度のみに加入する。) <p>〈日本の企業に勤務する人が外国にある支店や駐在員事務所などに短期間派遣される場合〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>協定発効前</p> <p>外国に派遣 日本に帰国</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>協定発効後</p> <p>外国に派遣 日本に帰国</p> <p>短期間派遣 (5年未満)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">この場合は、日本の制度のみへの加入になる</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

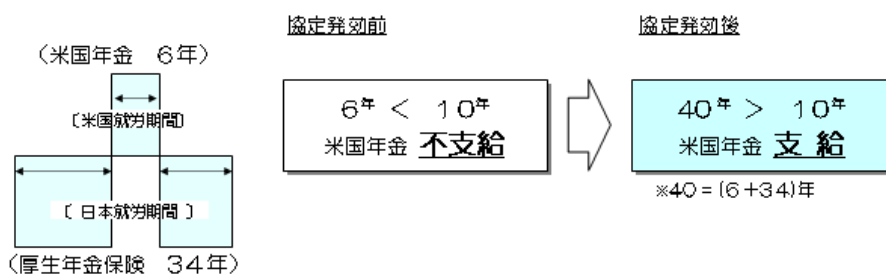
やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

② 保険料の「掛け捨て」の防止

・自国の年金制度の加入期間のみでは最低加入期間の要件を満たさない場合、その要件の判断に当たり、自国制度への加入期間と相手国制度への加入期間を通算することを認めることにより、保険料の「掛け捨て」を防止している。(老齢年金の場合は、日本は25年間、アメリカは10年間、ドイツは5年間の最低加入期間がある。)

〈アメリカに派遣され就労した場合〉



この場合は、日本制度から34年分、米国制度から6年分の年金額が支給される

【3】社会保障協定の相手国

- ① 協定が既に発効している国（7か国）
 - ・ドイツ(2000年2月)、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ
- ② 協定は既に署名済で現在発効の準備を進めている国（3か国）
 - ・オーストラリア、オランダ、チェコ
- ③ 政府間の正式交渉を行っている国（2か国）
 - ・スペイン、イタリア
- ④ 非公式協議を行っている国（4か国）
 - ・アイルランド、ハンガリー、スウェーデン、スイス